

# 一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会 規約

令和4年10月1日制定

## 第1章 会員

(入会手続き)

第1条 当法人に入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書を、当法人に提出しなければならない。

(変更届)

第2条 会員は、定款第13条に定める「会員名簿」の記載事項に変更があった場合、遅滞なく、当法人にその旨を記載した内容変更申請書を提出しなければならない。

(通知)

第3条 当法人は、入会の申し込みをした団体につき、入会が相当と認めるときは、その入会を承認し、その旨を団体に通知する。

2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款の定めにより、退会等の効力が生じたとき、その旨を団体に通知する。

(会費)

第4条 各会員は、当法人の運営に要する経費を充てるため、当法人に対して毎年10月1日から翌年9月末日までの会費として、次の通り支払うものとする。

(1) 正会員Ⅰの会費は、不要とする

(2) 正会員Ⅱの中で営利活動を実施する会員の会費は、年額3,000,000円とする。

(3) 正会員Ⅱの中で営利活動を実施しない会員の会費は、年額500,000円とする。

(4) 準会員の会費は、不要とする。但し、協議会の活動を通じて準会員に収益が発生した場合はその一部を協議会に支払う。支払額または支払い比率については、理事会において、別途定める。

(5) 特別会員の会費は、理事会において、別途定める。

(6) 協力会員の会費は、不要とする。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の減額)

第5条 前条の規定に関わらず、4月1日から同年9月末日までの間に当法人に入会したときの当年度における会費の額は、それぞれの会費の額の半額とする。

(納入時期)

第6条 各会員は、毎年11月末日までに当年度分の会費を納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度の途中の月から当法人に入会するときは、当該月の末日までに会費を納付しなければならない。

## 第2章 社員総会

(招集)

第7条 会長は、社員総会の招集通知につき、書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(インターネット等の手段による出席)

第8条 役員および社員は、当法人の承諾を得て、インターネット等の手段を用いて、実際に開催される社員総会に出席し、議決権を行使することができるものとする。

## 第3章 役員

(理事候補者の選出)

第9条 当法人は、理事の任期満了、辞任、解任、死亡、資格喪失等により、新たに理事を選任する必要がある場合、社員の中から新たな理事候補者を選出する旨、速やかにすべての社員に発しなければならない。

- 2 理事会は、前項の選出を行うにあたり、定款に定められた定数の範囲内で、あらかじめ新たに選出される理事の数（以下「理事選任数」という。）を定めるものとする。
- 3 理事選任の対象となり得る者（以下「理事選任有資格者」）は、第1項により理事候補者を選出する旨を発する際に次に掲げる者とする。

- (1) 正会員Ⅰまたは正会員Ⅱの代議員または理事会で承認された正会員Ⅰまたは正会員Ⅱの代議員候補者であり、社員名簿に登載予定の者
  - (2) 特別会員の代議員又は理事会で承認された特別会員の代議員候補者であり、社員名簿に登載予定の者
- 4 理事が欠けた場合または理事を増員する場合に理事候補者を選出するに当たっては、その際現に代議員である者を理事選任有資格者とする。
  - 5 当法人は、前2項に定める理事選任有資格者のうち、理事選任の対象になることに同意した者（以下「理事選任対象候補者」という。）を記載する理事選任対象候補者名簿を作成するものとする。ただし、一の正会員Ⅰまたは正会員Ⅱからの理事選任対象候補者名簿への登載者は1名とする。
  - 6 社員は、理事選任対象候補者名簿の中から、理事選任数の範囲内で、理事候補者を投票するものとする。
  - 7 第6項につき、理事選任数を超えて投票した場合は、その投票を無効とする。
  - 8 当法人は、第6項に基づき、理事選任数の範囲内で選出された理事候補者を記載した理事選任候補者名簿を社員総会に提出するものとする。
  - 9 社員は、第8項を受け、社員総会において、理事選任候補者名簿に基づき理事候補者を理事として選任することにつき審議する。

#### （監事候補者の選出）

- 第10条 当法人は、監事の任期満了、辞任、解任、死亡、資格喪失等により、新たに監事を選任する必要がある場合、新たな監事候補者を選出する旨を速やかにすべての社員に発しなければならない。
- 2 理事会は、前項の選出を行うにあたり、定款に定められた定数の範囲内で、あらかじめ新たに選出される監事の数（以下「監事選任数」という。）を定めるものとする。
  - 3 監事選任の対象となり得る者（以下「監事選任有資格者」）は、第1項により監事候補者を選出する旨を発した時点において当法人の理事または使用人以外とする。
  - 4 当法人は、前項に定める監事選任有資格者のうち、監事選任の対象になることに同意した者（以下「監事選任対象候補者」という。）を記載する監事選任対象候補者名簿を作成するものとする。
  - 5 社員は、監事選任対象候補者名簿の中から、監事選任数の範囲内で、監事候補者を投票するものとする。

- 6 第5項につき、監事選任数を超えて投票した場合は、その投票を無効とする。
- 7 当法人は、第5項に基づき、監事選任数の範囲内で選出された監事候補者を記載した監事選任候補者名簿を社員総会に提出するものとする。
- 8 社員は、第7項を受け、社員総会において、監事選任候補者名簿に基づき監事候補者を監事として選任することにつき審議する。

#### (会長候補者の選出)

- 第11条 当法人は、会長の任期満了、辞任、解任、死亡、資格喪失等により、新たに会長を選任する必要がある場合、理事の中から新たな会長候補者を選出する旨、速やかにすべての理事に発しなければならない。
- 2 新たな会長に自薦又は他薦しようとする理事は、別に定める様式により、新たな会長候補者を届け出るものとする。
  - 3 理事は、前項の候補者の中から、選挙により会長候補者1名を選出するものとする。
  - 4 前項の選挙は、単記無記名の投票による。
  - 5 選挙の結果、得票数が最多で、かつ、投票総数の過半数を獲得した者を会長候補者とする。
  - 6 前項につき、得票総数の過半数を獲得した者がいないときは、得票数の上位2名による決戦投票とする。この場合、同順位の者がある場合は、これを含めるものとする。
  - 7 前項の結果、得票数が同数になった場合は、抽選により決するものとする。
  - 8 理事は、第3項から第7項までの結果を受け、理事会において、選挙にて選出された会長候補者の選定につき審議する。

## 第4章 秘密保持

### (秘密保持)

- 第12条 会員は、協議会の活動を通じて知り得た会員に関する情報であつて、秘密である旨指定または表示された情報(以下「本非公開情報」という。)に関して秘密保持義務を負い、開示者の事前の承諾がある場合を除き、本非公開情報を第三者に開示又は漏えい等してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、会員の親会社並びにその子会社又は関連会社(それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項又は第5項に定める定義による。以下「親会社等」という。)に対して、前項の秘密保持義務を課し、かつ、協議会に対して、本非公開情報を開

示する親会社等の一覧を事前に届け出ることを条件に、本非公開情報を開示できる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関若しくは行政機関の要請により、本非公開情報の開示を要求された場合は、必要最小限の範囲内で本非公開情報を開示する。この場合、当該開示を行う会員は、協議会に対して速やかにその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、本非公開情報を本活動以外の目的で利用してはならない。
- 5 本活動に関連して対外的な発表又は公表を行おうとする場合には、理事会における決議を持って行う。
- 6 会員は、退会、又は協議会が解散した後も、3年間は本条に定める守秘義務を負う。

#### (個人情報)

第13条 会員は、協議会の活動において個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守するものとする。

### 第5章 知的財産権等

#### (知的財産権等の帰属)

- 第14条 本事業により会員が単独で特許法に定める発明、著作権法に定める著作物、その他の知的財産（以下「発明等」という。）を創造したときは、当該発明等及びこれら発明等に基づき取得される知的財産権は、当該発明等を創造した会員に単独で帰属するものとする。
- 2 本事業により会員が他の会員と共同で発明等を創造したときは、当該発明等及びこれらに基づき取得される知的財産権の帰属については、当該発明等を創造した会員の共有又は単独に帰属するものとし、その比率は当該発明等を創造した会員の間で協議の上、定めるものとする。
  - 3 会員が協議会の活動期間の開始前、又は、本事業とは関係なく創造した発明等及びこれら発明等に基づき取得された知的財産権は、当該発明等を創造した会員に単独で帰属する。

#### (知的財産権等の利用)

第15条 会員は、当該会員が協議会の会員としての資格を有する期間も協議会の会員としての資格を喪失した後も、本事業により自己が創造した発明等（定款第3条第2項第1号に定めるプログラムを含む。以下同じ。）及びこれら発明等に基づき取得される知的財産権を実施することができる。但

し、本事業の遂行以外の目的で実施する場合には、使用条件について理事会の事前の承諾を得るものとする。

- 2 会員は、当該会員が協議会の会員としての資格を有する期間に限り、本事業により他の会員が創造した発明等及びこれら発明等に基づき取得される知的財産権を、本事業の遂行上必要な範囲内において、事前に理事会の承認を受けた上で、無償で利用することができるものとし、当該発明等を創造した会員（当該会員等が協議会の会員等の資格を喪失した場合を含む。）はこれを予め承諾するものとする。
- 3 会員は、当該会員が協議会の会員としての資格を有する期間も協議会の会員としての資格を喪失した後も、本事業により自己が創造した発明等及びこれら発明等に基づき取得される知的財産権を、第三者に使用許諾する場合には、理事会の事前の承諾を得るものとする。

（データの帰属及び利用）

第16条 本事業の遂行により会員が取得したデータは、当該データを取得した会員に帰属する。また、会員が協議会の活動期間の開始前又は本事業とは関係なく取得したデータも、当該データを取得した会員に帰属する。

2 会員は、前項に基づき自己に帰属するデータを利用することができる。但し、本事業の遂行以外の目的で当該データを利用する場合には、利用条件について理事会の事前の承諾を得るものとする。

3 会員は、当該会員が協議会の会員としての資格を有する期間に限り、本事業の遂行により他の会員が取得し第1項に基づき当該他の会員に帰属するデータを、本事業の遂行上必要な範囲内において、事前に理事会の承認を受けた上で、無償で利用することができるものとし、当該データの権利を有する他の会員（当該会員等が協議会の会員の資格を喪失した場合を含む。）はこれを予め承諾するものとする。

## 第6章 事務局

（事務局）

第17条 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局長の報酬は、理事会で定める。

4 前各号に定めるほか、事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会において別に定める。

## 第7章 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第18条 ワーキンググループには、リーダーを置くものとし、リーダーは、当法人の社員の中から理事会で選任する。

2 前項の場合、リーダーを選任するに当たっては、事前に当該社員の同意を得るものとする。

3 リーダーは、当該ワーキンググループにおいて活動に必要なメンバーを、会員の中から指名し、理事会において承認を得るものとする。

4 前項の場合、メンバーを指名するに当たっては、事前に当該会員の同意を得るものとする。

5 リーダーは、メンバーの中から2名以内のサブリーダーを任命することができる。

6 リーダー又はサブリーダーは、ワーキンググループの活動状況につき、理事会において、適宜報告しなければならない。

7 理事会は、ワーキンググループの活動状況を、社員総会において報告しなければならない。

8 ワーキンググループのリーダー及びサブリーダーの報酬は、理事会で定める。

9 全各号に定めるほかについては、理事会において別に定める。

## 第8章 雑則

(規約の変更)

第19条 本規約は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の3分の2以上の承認をもって変更することができる。

(補足)

第20条 本規約に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9条 附則

(設立時会員)

第21条 第1条に関わらず、当法人の設立時において、設立準備委員会の団体

は、特段の手続きを経ずに、当方人の設立時に会員になったものとみなす。

(施行日)

第22条 本規約は、令和4年10月12日から施行する。